

事務連絡  
令和5年6月16日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校事務主管課  
附属高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）  
を置く各国立大学法人附属学校事務担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室  
文部科学省初等中等教育局教育課程課

#### 令和5年度の薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について

日頃より厚生労働行政にご理解・ご協力いただき誠に有り難うございます。

さて、令和5年3月13日付事務連絡（別添1）にて事前にお知らせしたとおり、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための資料を、本年も全国の各高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び全国の各中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に対し、高等学校には高校1年生人数分程度、中学校には教材紹介のために各校1部ずつ送付しました（別添2-1、2-2参照）。

つきましては、本教材の積極的な活用に資するため、都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校・中学校及び各学校を設置する域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校・中学校に対し、都道府県私立学校事務主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社事務主管課におかれては、所轄の高等学校・中学校及び学校を設置する学校法人等に対し、附属学校を置く国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、附属の高等学校・中学校に対し、本教材の送付の趣旨について、改めて周知くださいますようお願いいたします。

なお、本教材等については、授業で一律に取り上げる以外にも、学校として特に重点を置く事項に限って一部を活用する、より学習を深めたい生徒向けの自学用教材として配布するなど、各学校において、学校における働き方改革の観点も踏まえつつ、生徒や学校、地域の実態に応じて有益かつ可能な範囲で活用いただくよう周知いただければ幸いです。  
※本教材、視聴覚教材、指導の手引き、参考資料、活用事例、授業用素材等を厚生労働省のホームページ

「薬害を学ぼう—どうすれば防げるのか？なぜ起こったのか—」（URL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）に掲載しています。

※また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）において開設している「薬害の歴史展示室」について、HP（URL：<https://www.pmda.go.jp/about-pmda/exhibition-room/0001.html>）においてお知らせしており、授業用素材の一つとしてご活用いただくことが可能です。

また、教材の改善等に資するよう、各高等学校の先生方に、教材の使用方法等に関する任意のアンケートにご協力いただきたいと考えております（アンケートURL：[https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202306\\_01yakugai](https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202306_01yakugai)）。当該アンケートは先生方のご意見を本教材に反映させる重要な機会となっておりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

さらに、薬害教育の普及に向けて、積極的に薬害に関する授業を実施いただき、薬害教育教材「薬害に関する授業実践事例集」への掲載等を通じて、授業の成果を薬害教育のさらなる充実に活かすことにご協力いただける学校の募集を本年より再開することとしました。詳細は別添3に記載していますので、各学校に対して、ご協力いただける場合には厚生労働省の担当者までご連絡いただきますよう周知をお願いいたします。

【厚労省のHP】



【PMDAのHP】



【アンケート】



もし教材の使用方法等にご意見等がありましたら、メール（[fukutai01@mhlw.go.jp](mailto:fukutai01@mhlw.go.jp)）または電話にて随時ご連絡いただけますと幸いです。

担 当  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室  
荒木、林、柳沢、竹崎  
電話 03-5253-1111（内線 2718、2719）  
（夜間 03-3595-2400）  
FAX 03-3501-2052

事務連絡  
令和 5 年 3 月 1 3 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校事務主管課  
附属高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む）  
を置く各国立大学法人附属学校事務担当課  
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室  
文部科学省初等中等教育局教育課程課

## 令和 5 年度の薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布予定について

日頃より厚生労働行政にご理解・ご協力いただき誠に有り難うございます。

厚生労働省医薬・生活衛生局は、医薬品等の安全確保や薬害の再発防止等を所管していますところ、これからの社会を担う子どもたちに過去の薬害事件の教訓を伝えていくことも重要であると考えており、文部科学省の協力を得て、薬害を学び再発を防止するための教育を推進してきています。

具体的には、薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう」を作成し、これらの教材を活用した授業が広く行われるよう、取組を進めてきました。平成 23 年度から令和 3 年度までは全国の中学校に送付しておりましたが、平成 30 年に改訂した高等学校学習指導要領において新たに「公共」が必修科目となり、高等学校学習指導要領解説公民編において薬害問題に関する記載がなされたことを踏まえ、令和 4 年度からは全国の高等学校等へ送付するとともに、全国の各中学校には教材紹介のために各校 1 部ずつ教材等を送付しております。令和 5 年度も同様に、全国の各高等学校に高校 1 年生の人数分程度、全国の各中学校に 1 部ずつ送付する予定です（令和 5 年度前半に送付予定）。

本教材は、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材として、主に高等学校の公民科（公共、政治・経済）や中学校の社会科（公民的分野）において御活用いただくことを想定しております。

つきましては、

都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校・中学校等及び各学校を設置する域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校・中学校等に対し、都道府県私立学校事務主管課及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社事務主管課におかれては、所轄の高等学校・中学校

等及び学校を設置する学校法人等に対し、附属学校を置く国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、附属の高等学校・中学校等に対し、令和5年度の本教材送付について、周知くださいますようお願いいたします。各学校において、令和5年度の年間指導計画等を策定いただくに当たりご参考としていただけるよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>) には、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材、教師用の指導の手引き、薬害に関する授業の実践事例集、授業用素材等を掲載しておりますので、令和5年度における中学3年生や高校1年生の年間指導計画等を策定する際の御参考としていただき、教材の活用について積極的に御検討くださいますようお願いいたします。

もし教材の使用方法等に御意見等ありましたら、メール ([fukutai01@mhlw.go.jp](mailto:fukutai01@mhlw.go.jp)) または電話にて随時ご連絡いただけますと幸いです。

令和5年度における本教材送付の際には、改めて同様に周知の御協力をお願いさせていただきます。

【厚労省 HP】



担当 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品  
副作用被害対策室 荒木、鈴木、中村、竹崎  
電話 03-5253-1111 (内線 2718、2719)  
(夜間 03-3595-2400)

事務連絡  
令和 5 年 6 月 16 日

各高等学校 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室

## 薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（令和 5 年度用）

日頃より厚生労働行政にご理解・ご協力いただき誠に有り難うございます。

厚生労働省医薬・生活衛生局は、医薬品等の安全確保や薬害の再発防止等を所管していますところ、これからの社会を担う子どもたちに過去の薬害事件の教訓を伝えていくことも重要であると考えており、文部科学省の協力を得て、薬害を学び再発を防止するための教育を推進してきています。

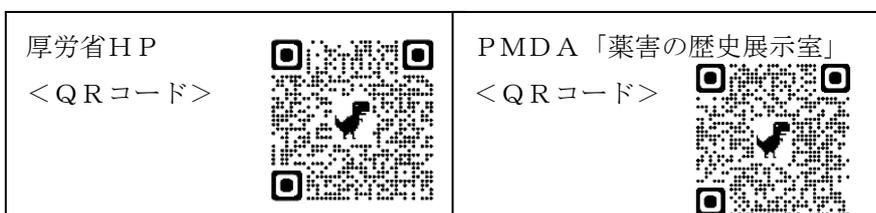
具体的には、薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう」を作成し、平成 23 年度から令和 3 年度までは全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に送付しておりましたが、令和 4 年度に高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）において新たに「公共」が必修科目となり、高等学校学習指導要領解説公民編において薬害問題に関する記載がなされたことを踏まえ、令和 4 年度からは全国の高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）の 1 年生を対象に配布するとともに、各都道府県教育委員会指導事務主管課等を通じて全国の高等学校等の関係機関に対して周知してきたところです。

本教材は、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材として、主に公民科（公共、政治・経済）においてご活用いただくことを想定しており、令和 5 年度も同様に、全国の各高等学校等に高校 1 年生の人数分（注）を送付させていただきます。

（注）教材の配布部数については、生徒数に若干加えた数としていますが、不足が生じた場合には、次頁の担当宛てに発送先及び必要な部数をご連絡いただきますようお願いいたします。

※本教材、視聴覚教材、指導の手引き、参考資料、活用事例、授業用素材等を厚生労働省のホームページ「薬害を学ぼう—どうすれば防げるのか？なぜ起こったのか—」（URL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）に掲載していますので、併せてご参照ください。

※また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）において開設している「薬害の歴史展示室」について、HP（URL：<https://www.pmda.go.jp/about-pmda/exhibition-room/0001.html>）においてお知らせしており、授業用素材の一つとしてご活用いただくことが可能です。



また、教材の改善等に資するよう、各高等学校の先生方に、教材の使用方法等に関する任意のアンケートにご協力いただきたいと思いますと考えております。当該アンケートは先生方のご意見を本教材に反映させる重要な機会となっております。ご協力いただける場合には、お手数ですが令和5年9月29日(金)までに御回答くださいますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

アンケートURL：

[https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202306\\_01yakugai](https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/202306_01yakugai)

アンケート

<QRコード>



さらに、薬害教育の普及に向けて、積極的に薬害に関する授業を実施いただき、薬害教育教材「薬害に関する授業実践事例集」への掲載等を通じて、授業の成果を薬害教育のさらなる充実に活かすことにご協力いただける学校の募集を本年より再開することにしました。詳細は別添に記載していますので、ご協力いただける場合には、厚生労働省の担当者までご連絡をお願いいたします。

もし教材の使用方法等にご意見等がありましたら、メール ([fukutai01@mhlw.go.jp](mailto:fukutai01@mhlw.go.jp)) または電話にて随時ご連絡いただけますと幸いです。

担 当

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室  
荒木、林、柳沢、竹崎

電話 03-5253-1111 (内線 2718、2719)  
(夜間 03-3595-2400)

FAX 03-3501-2052

## 「実践事例集」の作成に御協力いただける学校を募集しています！

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室では、薬害教育教材「薬害を学ぼう」や、指導の手引き等を作成・配布し、生徒が薬害について学ぶ機会の拡大に取り組んでいます。

その取組においては、特に、本教材を実際にどのように使って授業を組み立て、実施していただくかについての実践例をご紹介することが有意義であり、これまでも多くの中学校・高等学校に御協力いただいて「薬害に関する授業実践事例集」を作成してまいりました。

授業の成果を薬害教育のさらなる充実に活かすため、この「実践事例集」の作成に御協力いただける学校を募集しています。積極的な応募をお待ちしております。

応募していただくと、弊室において以下記載のような支援を行うことができます。

また、ご負担にならない範囲で、「実践事例集」の作成に向けた御協力をお願いしたいと考えています。

これまで、全国の中学校・高等学校で様々な科目において実施していただいておりますが、被害者の苦しみに対する共感、被害者の受けた偏見・差別と基本的人権の尊重など、様々な観点で生徒の理解が深まったとの声をいただいております。

薬害を学ぶ授業を通じて、生徒が課題を解決するために必要な思考力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことにも役立つと考えられます。

### 授業実施、授業計画策定に向けた支援

- ・教材の内容に御不明点等がある場合、必要なお説明等をいたします。弊室職員が直接学校に伺って事前打合せをさせていただくこともできます。オンラインでの打合せも可能です。
- ・薬害被害者の方に実際に授業等でお話しいただくことを御希望の場合は、弊室が実施に向けて調整いたします。

### 御協力をお願いしたいこと

- ・授業当日は弊室職員等の方の見学をお認めください。
- ・授業を受けた生徒の皆さん及び授業を実施した先生に、弊室で作成するアンケートに御回答いただくようお願いします。

※授業の様子やアンケート集計結果、先生の感想、授業計画については、厚生労働省において行政的な活用をさせていただきます（個人が特定されないよう配慮して行います。）

**ご応募いただける場合、また、関心をお持ちいただけただけの場合、是非、以下の担当までご連絡ください。**



厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室

担当：荒木、林、柳沢、竹崎

電話番号 03-3595-2400 FAX 03-3501-2052

e-mail fukutai01@mhlw.go.jp

事 務 連 絡  
令和 5 年 6 月 16 日

各中学校 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（令和 5 年度用）

日頃より厚生労働行政にご理解・ご協力いただき誠に有り難うございます。

厚生労働省医薬・生活衛生局は、医薬品等の安全確保や薬害の再発防止等を所管していますところ、これからの社会を担う子どもたちに過去の薬害事件の教訓を伝えていくことも重要であると考えており、文部科学省の協力を得て、薬害を学び再発を防止するための教育を推進してきています。

具体的には、薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう」を作成し、平成 23 年度から令和 3 年度までは全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に送付しておりましたが、令和 4 年度に高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）において新たに「公共」が必修科目となり、高等学校学習指導要領解説公民編において薬害問題に関する記載がなされたことを踏まえ、令和 4 年度からは全国の高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）の 1 年生を対象に配布することとし、全国の各中学校には教材紹介のために各校 1 部ずつ教材等を送付した上で、ご希望の場合に必要な部数をお送りすることとしています。

本教材は、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材として、主に社会科（公民的分野）においてご活用いただくことを想定しており、各中学校におかれましても、引き続き授業等で積極的にご活用いただきたいと考えております。令和 5 年度も同様に、本教材についての御紹介のための資料及び関係資料を同送いたしますので、追加の配布をご希望の場合は、下記担当宛てに発送先及び必要な部数をご連絡いただきますようお願いいたします。（注）

（注）教材の配布については、ご連絡いただいてから概ね 1～2 か月程度での発送となります（教材の在庫状況により前後する可能性がございますので、お問い合わせください）。

※なお、本教材、視聴覚教材、指導の手引き、参考資料、活用事例、授業用素材等を厚生労働省のホームページ「薬害を学ぼう—どうすれば防げるのか？なぜ起こったのか—」（URL：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）に掲載していますので、併せてご参照ください。

※また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）において開設している「薬害の歴史展示室」について、HP（URL：<https://www.pmda.go.jp/about-pmda/exhibition-room/0001.html>）においてお知らせしており、授業用素材の一つとしてご活用いただくことが可能です。

<p>厚生省HP &lt;QRコード&gt;</p> 	<p>PMDA「薬害の歴史展示室」 &lt;QRコード&gt;</p> 
--	---

さらに、薬害教育の普及に向けて、積極的に薬害に関する授業を実施いただき、薬害教育教材「薬害に関する授業実践事例集」への掲載等を通じて、授業の成果を薬害教育のさらなる充実に活かすことにご協力いただける学校の募集を本年より再開することにしました。詳細は別添に記載していますので、ご協力いただける場合には、厚生労働省の担当者までご連絡をお願いいたします。

もし教材の使用方法等にご意見等がありましたら、メール ([fukutai01@mhlw.go.jp](mailto:fukutai01@mhlw.go.jp)) または電話にて随時ご連絡いただけますと幸いです。

担 当  
 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室  
 荒木、林、柳沢、竹崎  
 電話 03-5253-1111 (内線 2718、2719)  
 (夜間 03-3595-2400)  
 FAX 03-3501-2052

**「実践事例集」の作成に御協力いただける学校を募集しています！**

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室では、薬害教育教材「薬害を学ぼう」や、指導の手引き等を作成・配布し、生徒が薬害について学ぶ機会の拡大に取り組んでいます。

その取組においては、特に、本教材を実際にどのように使って授業を組み立て、実施していただくかについての実践例をご紹介することが有意義であり、これまでも多くの中学校・高等学校に御協力いただいて「薬害に関する授業実践事例集」を作成してまいりました。授業の成果を薬害教育のさらなる充実に活かすため、この「実践事例集」の作成に御協力いただける学校を募集しています。積極的な応募をお待ちしております。

応募していただくと、弊室において以下記載のような支援を行うことができます。

また、ご負担にならない範囲で、「実践事例集」の作成に向けた御協力をお願いしたいと考えています。

これまで、全国の中学校・高等学校で様々な科目において実施していただいておりますが、被害者の苦しみに対する共感、被害者の受けた偏見・差別と基本的人権の尊重など、様々な観点で生徒の理解が深まったとの声をいただいております。

薬害を学ぶ授業を通じて、生徒が課題を解決するために必要な思考力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことにも役立つものと考えられます。

**授業実施、授業計画策定に向けた支援**

- ・教材の内容に御不明点等がある場合、必要なお説明等をいたします。弊室職員が直接学校に伺って事前打合せをさせていただくことも可能です。オンラインでの打合せも可能です。
- ・薬害被害者の方に実際に授業等でお話しいただくことを御希望の場合は、弊室が実施に向けて調整いたします。

**お願いしたいこと**

- ・授業当日は弊室職員等の方の見学をお認めください。
- ・授業を受けた生徒の皆さん及び授業を実施した先生に、弊室で作成するアンケートに御回答いただくようお願いします。

※授業の様子やアンケート集計結果、先生の感想、授業計画については、厚生労働省において行政的な活用をさせていただきます（個人が特定されないよう配慮して行います。）

**ご応募いただける場合、また、関心をお持ちいただけただけの場合、是非、以下の担当までご連絡ください。**



厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室  
担当：荒木、林、柳沢、竹崎  
電話番号 03-3595-2400 FAX 03-3501-2052  
e-mail fukutai01@mhlw.go.jp

## 「実践事例集」の作成に御協力いただける学校を募集しています！

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室では、薬害教育教材「薬害を学ぼう」や、指導の手引き等を作成・配布し、生徒が薬害について学ぶ機会の拡大に取り組んでいます。

その取組においては、特に、本教材を実際にどのように使って授業を組み立て、実施していただくかについての実践例をご紹介することが有意義であり、これまでも多くの中学校・高等学校に御協力いただいて「薬害に関する授業実践事例集」を作成してまいりました。授業の成果を薬害教育のさらなる充実に活かすため、この「実践事例集」の作成に御協力いただける学校を募集しています。積極的な応募をお待ちしております。

応募していただくと、弊室において以下記載のような支援を行うことができます。

また、ご負担にならない範囲で、「実践事例集」の作成に向けた御協力をお願いしたいと考えています。

これまで、全国の中学校・高等学校で様々な科目において実施していただいておりますが、被害者の苦しみに対する共感、被害者の受けた偏見・差別と基本的人権の尊重など、様々な観点で生徒の理解が深まったとの声をいただいております。

薬害を学ぶ授業を通じて、生徒が課題を解決するために必要な思考力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことにも役立つものと考えられます。

### 授業実施、授業計画策定に向けた支援

- ・教材の内容に御不明点等がある場合、必要なお説明等をいたします。弊室職員が直接学校に伺って事前打合せをさせていただくこともできます。オンラインでの打合せも可能です。
- ・薬害被害者の方に実際に授業等でお話しいただくことを御希望の場合は、弊室が実施に向けて調整いたします。

### 御協力をお願いしたいこと

- ・授業当日は弊室職員等の方の見学をお認めください。
- ・授業を受けた生徒の皆さん及び授業を実施した先生に、弊室で作成するアンケートに御回答いただくようお願いします。

※授業の様子やアンケート集計結果、先生の感想、授業計画については、厚生労働省において行政的な活用をさせていただきます（個人が特定されないよう配慮して行います。）

**ご応募いただける場合、また、関心をお持ちいただけただけの場合、是非、以下の担当までご連絡ください。**



厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室  
担当：荒木、林、柳沢、竹崎  
電話番号 03-3595-2400 FAX 03-3501-2052  
e-mail fukutai01@mhlw.go.jp